

事業計画書

【注意事項】

1 部あたり 50 ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域の皆様と地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的な地域となるよう、地域の皆様の活動を支援していきます。

具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 「子どもから高齢者、障害のある方や認知症の方まで、多様な主体が相互に尊重しつつ支えあう、やさしいまち（地域共生社会）作り」を目標とします。自分や家族が周囲の支援が必要な状態になった時、SOS を伝えることができる、または、それを受け止め、その人らしく生活することができるまち・地域を目指して、身近な相談場所や居場所を地域の方と共に作っていきます。
- 2 当地域ケアプラザは担当エリアが広範囲であり、坂も多くバスを乗り継がないと地域ケアプラザに来られない地域の方もいます。このような地域の状況から、町内会館や団地集会所などで関係機関と連携しながら出張相談や出前講座を実施し、相談や情報提供の機会の確保に取り組んでいきます。
- 3 地域住民の複雑化、複合化した相談事を、気軽に相談していただけるよう、「身近な相談窓口」であることを機会があるごとに広報します。相談には真摯に向き合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者に限らず、子育て、障害のある方、認知症の方、そのご家族にとっての地域の相談窓口として、支援を必要とする方に情報を提供します。
- 5 サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め、連携して支援が行き届くようにします。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

青葉区は、東京のベッドタウンとして、昭和 40 年代から急速により開発が進んだ地域の一つで、開発初期にマイホームを購入し移り住んだ区民の高齢化が進んでいる状況です。

担当エリアは、あざみ野 1～4 丁目、みずが丘、大場町、元石川町と荏子田町の一部地域となっています。地形としては、あざみ野駅前からまっすぐに伸びる道を中心に両側に丘がある地形となっており、山坂が多いエリアになります。全体的には戸建ての住宅が多くある一方、あざみ野団地やイディオスあざみ野など大規模団地やマンションなどもあります。

山坂の多い地形ということもあり、建物が斜面に建っており、入り口に階段のある住宅も多く見られ、高齢になり足腰が弱ると外出が困難になることが懸念されます。

あざみ野駅周辺には、山内地区センターや山内図書館、アートフォーラムあざみ野等の施設があります。駅から約 1.8 km のところには、ショッピングモールもあります。

当地域ケアプラザは、駅から離れた場所にあること、坂の途中にあることなどから、一部地域の方には利用しづらい立地です。また、大場町はエリアが広いと、場所によっては最寄りのバス停から地域ケアプラザへの直通便がなく、バスの乗り継ぎが必要な地域もあります。

青葉区は、世帯収入 1,000 万円以上の世帯率が 21.5%（横浜市平均は 10.6%）と高く、高学歴の方、子どもを私学に通わせている方、親類が海外にお住まいの方も非常に多いエリアです。健康に関する意識も高く、フィットネスクラブや体操教室などに積極的に通う方も多く見られます。高齢化率は、22.92%（横浜市は 24.94%）と平均よりやや低く、年少人口比率は、12.58%（横浜市 11.4%）とやや高い傾向です。近年に宅地開発された地域に若い世帯が多く住んでいます。

大場地域ケアプラザ圏域では、高齢化率は 23.62%（横浜市 24.92%）と若干低めですが、その中で要介護認定率は 17.41%（横浜市 20.46%）とさらに低めで、元気な高齢者が多いことが想定されます。町別の高齢化率は、大場町 23.6%、あざみ野 2 丁目 20.053%、あざみ野 4 丁目 22.6%、元石川町 23.2%と、やや低めですが、あざみ野 3 丁目（あざみ野団地付近）においては、33.6%となっており、約 3 人に 1 人が高齢者となっている町もあります。年少者人口比率は 12.58%（横浜市 11.4%）とやや高めな地域です。（「横浜市統計ポータルサイト」より人口データを基に算出）

2 地域の魅力

公園が多く桜並木もあるなど緑にあふれた自然豊かな地域です。庭が整備された戸建ても多く街並み全体が整っています。また、博学で意欲の高い方が多く、ボランティア等の活動も活発です。地域参加の意欲や健康に対する意識も高く、2020 年の市区町村別平均寿命は、全国 1898 市区町村の中で男性は 83.9 歳で 2 位、女性は 88.8 歳で 13 位（国勢調査より）となっています。

3 地域の課題

- (1) ここ数年、認知症に関する相談件数（徘徊保護等）が増えており、地域でより身近な問題として認知されつつあります。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」制定の背景からも、認知症についての普及啓発がこの地域でも喫緊課題となっています。
- (2) 自主事業等のボランティア活動は活発である一方で、ボランティアの固定化、高齢化がみられ、活動の維持や継続が懸念されています。
- (3) 担当エリアのどの地域にも、子育て、高齢者、障害のある方、認知症の方など幅広い層への支援が必要であるとともに、住民同士のつながりやお互いの顔がみえる関係づくりが求められています。元々、健康づくり等の活動が盛んな地域ですが、活動団体間の交流や活動情報が地域の方に行き届いていないことが課題となっています。
- (4) 世帯は核家族化しており、転出入も多いエリアであることから、子育て世代が孤立する場面が見受けられます。区の3歳児検診において「少し発達が不安なお子さん」の数が増えてきている傾向があり、適切に療育センターへ繋げることや、親子で孤立しない見守りづくりの必要性が高まっています。

また、育児書やインターネットなどから情報収集をしている方が多く、情報と実際のズレから子育てに悩みを抱えている様子も見受けられます。身近な地域に子育て中の方々の交流の場は増えていますが、子供会など若い世代の地域参加は少ない現状にあります。

4 具体的な取組

(1) チームオレンジの推進

ア 認知症サポーター養成講座や認知症に関する講座の開催

地域の方に認知症を理解していただくために積極的に講座を実施しています。高齢化率の高い「あざみ野団地」（あざみ野3丁目・4丁目一部）においては、認知症サポーター養成講座を開講し、認知症になっても支えあえるやさしいまちづくり（団地）を目標に活動しています。認知症に関する相談が多く、関心が高まっている他の地域でも随時実施しています。

地域ケアプラザを利用しづらい地域では、出張講座を行うなどの対応をしており、その中で認知症理解のための講座を実施します。



あざみ野2丁目サロン
「さくら会」での
認知症サポーター養成講座の様子



イ 認知症サポーターがボランティア活動の担い手としてつながる取組

元気な高齢者の方を対象に、新しい担い手づくりを目的にキャラバンメイトを育成し、活躍する機会を作ります。毎年9月の世界アルツハイマー月間では、「やさしいまち あざみ野（あざみ野認知症の人にやさしい街プロジェクト）」と協力して、大場キャラバンメイトとともにキャンドルホルダーの製作、点灯など、認知症啓発活動に取り組んでいます。

既存のキャラバンメイトのメンバーの中には、認知症の初期症状が見受けられる方もいらっしゃいますが、引き続き、地域の一員として活躍する場や機会を提供し、継続して活動できるよう支援していきます。

（2）介護予防に繋がる地域のボランティア育成と継続支援



認知症マフ

元気な高齢者を中心にたくさんの賛同をいただき、月2回の定例活動（集い）にまでに発展、認知症マフを製作し、定期的に医療機関へ寄付し、病棟の患者さんに使っていただいています。他にも区内の老人保健施設や法人内の特別養護老人ホーム等へ配布し、配布先は20ヶ所以上になりました。認知症の方がご家庭でも使っていただけるよう、地域にも広報紙で広め個人への寄付活動も始め、普及活動も進めています。年2～3回、定期的に医療機関や寄付先施設と「認知症マフ活動報告会&交流会」を開催し、関係機関とボランティアとの交流を深める機会を作っています。

ボランティアメンバーは、地域のお元気な高齢者（最高齢は91歳）を中心に活動しているため、間接的に介護予防にもつながっています。今後は、認知症マフだけではない作品作りを通して、やりがいをもって継続できるよう支援していきます。

（3）より身近な場所での介護予防講座の開催

介護予防に資する活動の重要性を伝え、現在、活動している自治会町内会を支持し活動を継続していけるよう支援しています。禅当寺自治会においては、町内会館が無いという環境の中でも個人宅（空き家）の場所の提供を受け、徒歩圏内の身近な場所での介護予防連続講座を開催することができました。そして、大規模マンション（イディオスあざみ野）の集会室でも介護予防事業を行っています。今後も地域の高齢者のより身近な場所での介護予防事業を展開していきます。



個人宅での介護予防講座の様子

(4) 地域ケア会議を通じた高齢化率が高い自治会町内会への支援

区域内において住民の3分の1が高齢者である「あざみ野団地」(あざみ野3丁目・4丁目一部)では、定期的に地域ケア会議を開催し、住民の方々と一緒に団地の状況把握とその共有、課題の抽出等行っています。引き続き課題解決の支援を行っていきます。

(5) 身近な相談窓口「サロン de 大場」の開設

地域ケアプラザへ来にくい町内会(荏子田町)に、令和6年度より民間施設の「Stadio&Café BALENA」の場所を借りて、気軽に相談できるサロンを月1回開催しています。今後も継続していきます。

(6) 子育て中の親御さんが孤立しない取組

「少し発達が不安なお子さん」の数が増えてきている傾向があるため、親子で孤立しない見守りづくりを行います。地域の団体 親と子のつどいの広場「WITH」とACO放課後等デイサービス「ふれんど」と連携し、子育てサロン「にこる一む」「にこっとステーション」を開催しています。



にこる一むの様子



さくらんぼひろばの様子

他にも、未就学児とその保護者を対象とした「リトミックで遊ぼう!」や「さくらんぼひろば」を開催し、毎月、保護者同士の交流の場を提供しています。

今後も、青葉区子育て支援ネットワーク連絡会にて情報共有をしながら、青葉区子ども家庭支援課の協力のもと、この取組を続けていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っています。
- (3) 地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。

2 行政との連携

- (1) 青葉区の福祉保健等についての動向や地域情報に関して、青葉区福祉保健センターと情報共有を行い、第5期福祉保健計画の各地区別計画策定に向けて、協働して取り組んでいきます。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、区福祉保健センターと協力して、医療と介護の連携推進を図っていきます。

3 青葉区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や各種連絡会などを通し、連携をとっていきます。
- (2) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制をとっていきます。
- (3) 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援していきます。

4 医療関係者との連携

- (1) 協力医の来所時に、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしていきます。
- (2) 担当地域の医療機関や薬局等と接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集するなど、医療関係者とより良い関係を構築し相互の信頼を高めていきます。

5 他機関との連携

- (1) 青葉区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も参加した勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っていきます。
- (2) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職とともに地域における課題を整理し、解決方法を検討し地域にフィードバックしていきます。
- (3) 学校、地域子育て支援拠点等と情報交換や共有、事業、福祉教育などを通して、連携を深めていきます。

6 他の地域との連携

区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めていきます。また、近隣の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めていきます。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

基本理念 1

お客さまの満足

- ・ 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

基本理念 2

人を大切に し 共に育ちあう協会風土

- ・ 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることが出来る協会を目指します。

基本理念 3

公正で透明感のある協会倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

<エンゲージメント>

協会の理念と私たちの約束

お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりと聴き、そのお気持ちと願いを受けとめて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

人を大切に し共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。速やかに対応し、明日の改善に生かします

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会

＜基本方針＞

(1) 基本理念に基づいたお客さまお一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

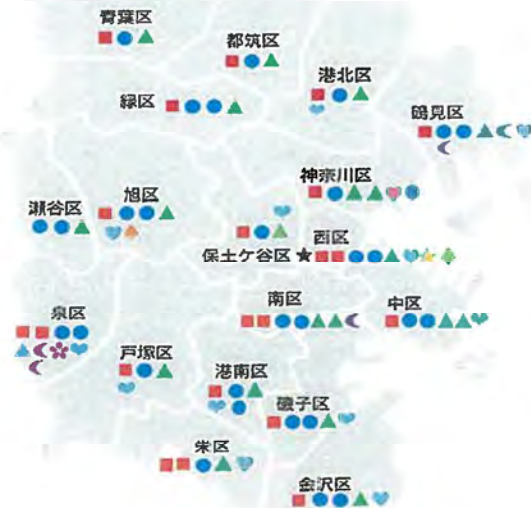
(2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

＜事業所＞

- ① 地域ケアプラザ (■) 21 館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32 事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21 事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (◁) 5 施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (♥) 13 事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1 事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (☆) 1 事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (✿) 1 事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1 事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護 19 事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所 (21 事業所) と老人ホーム (2 事業所) を除く



(3) 徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努めます。平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和 6 年 4 月より「横浜健康経営認証クラス AA」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



＜業務実績＞

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和 6 年 12 月には設立から 40 周年を迎えました。これまで 40 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

＜社会貢献事業＞

- (1) 横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。
- (2) 小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

＜DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進＞

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れています。計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続

けています。

財政面以外でも、40 年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1 人員配置

約 4,000 人の職員と 60 の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めていきます。

2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

(1) 新規採用

ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止

イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化

ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実

エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保

オ 管理職経験のあるキャリアの採用

カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキ



ノーリフティングケア研修

ルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保

(2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- イ プリセプターやメンターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

(3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくなためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。



研修センター主催研修

<研修センター主催研修実績>

	令和5年度		令和4年度	
	回数	受講者数	回数	受講者数
階層別	43	840	39	627
課題別	21	540	19	362
職種別	68	881	70	860
資格取得	15	431	19	449
合計	147	2,692	147	2,298

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは子ども、高齢者、障害者等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、自動ドア、機械警備、冷暖房機器、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

4 緑化の管理

空きスペースの植栽や、プランター菜園等により緑化の推進に努めています。

5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客さまが安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。

※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、子ども、高齢者、障害のある方、認知症の方等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

2 事故・急病への対応

(1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

(2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じ

て事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

2 災害時の近隣との協力体制

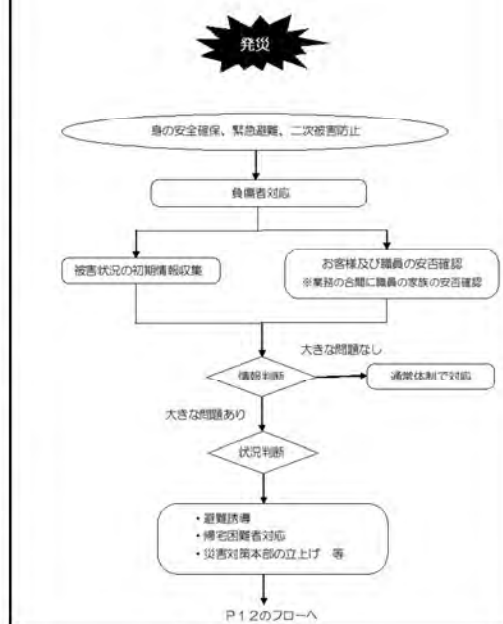
各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

3. 災害が発生したら・・・

(1) 緊急時の対応フロー



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「事業継続計画（BCP）」を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

感染症の発生・まん延については、衛生物品を備蓄し、職員への感染症まん延防止研修を定期的実施するなど、発生時に対応できるよう備えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

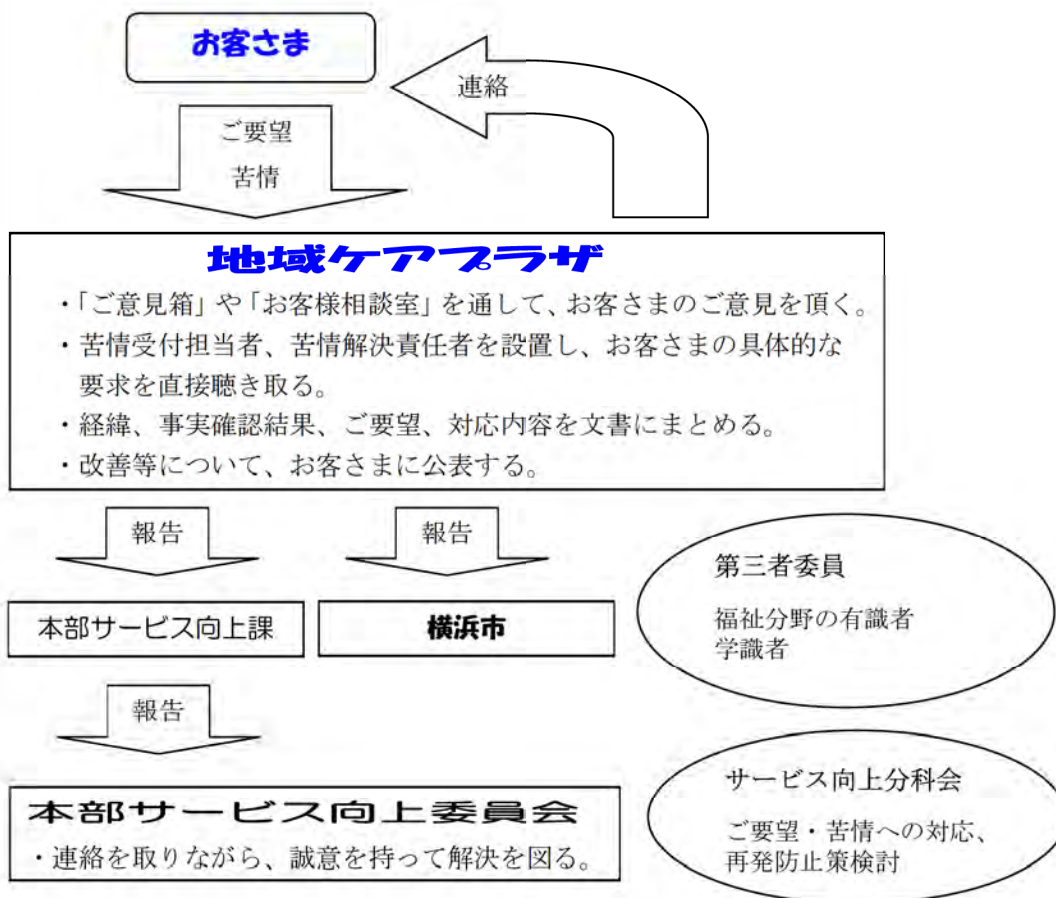
コンプライアンスの徹底	
1) 地域特性に合わせたコーディネート	アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施
2) 運営基準の遵守	ア 法人内で概ね毎年10カ所程度「定期的に内部監査」を実施 イ 監査法人による会計監査の実施
3) コンプライアンス推進課の設置	法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上
4) 公正中立	ア お客さまのご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的の実施し事業所の特色を把握 イ 事業所選定に偏りが出ないように管理

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。	
1) 要望・苦情への対応	ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置 イ お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応
2) 第三者委員会	公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備
3) ご意見箱	ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置 イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止
4) アンケート	事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施
5) お客様相談室	ア お客さまからのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置

	イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へつなげる取組へ展開
6) サービスの向上	法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また 21 か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

1) 個人情報保護 規程の策定	ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を策定 イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化
2) 研修	ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出 イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施 ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うよう周知・徹底
3) 個人情報の 取扱	ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管 イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理 ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェック後、記録 エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底 オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載 カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化

2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1) 情報公開規程の 策定と実施	ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規則」を策定 イ 積極的な情報開示 情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示
2) 情報提供	ア 法人ホームページによる情報提供 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能 イ 横浜市ホームページによる情報提供 市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載

3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底
----	---

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問用には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO₂排出量の削減に貢献しています。

2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市内中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

5 環境への配慮

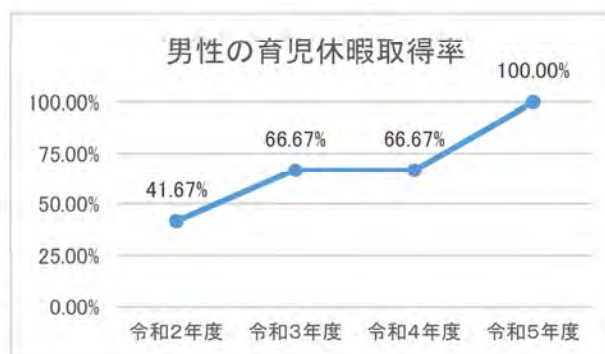
(1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。

(2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1 施設の稼働率向上のための対策・効率的な貸し出しの方法

利用率が低い土曜・日曜・祝日及び平日の夕方から夜間の時間帯について活用していただけるよう、子どもや一般成人、健康な高齢者を対象とした自主事業（かやのきコンサート等）を計画するなど工夫していきます。また、平日の夜間及び日曜日については、駐車場利用要件を緩和し、車での特来館を可能な限り可とするなど利用し易くしています。（平日昼間は各室につき1台）

2 有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

(1) ホームページ

各種事業はホームページに掲載し、月2回程度更新をして最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。

(2) 広報紙やチラシの活用

地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等でご説明やご案内をさせていただいたり、各事業のチラシや広報紙（年12回発行）を町内で配布、回覧をさせていただいたりすることで、周知を図ります。また、近隣の郵便局や区役所、地区センター、基幹相談支援センター、アートフォーラムあざみ野、保育園等にも広報紙を置き、広く地域ケアプラザをPRしていきます。

また、地域ケアプラザの情報コーナーに、事業についてのチラシを配架、掲示していきます。

(3) イベントを活用した情報提供

区民まつりや地域ケアプラザまつり等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っていきます。

(4) 「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」

リーダーを設置したことで、これまで地域ケアプラザをご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。引き続き施設や事業の周知に努めていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 様々な方に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報していきます。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応していきます。
- 2 高齢に限らず、障害・子育てについての相談窓口を充実させるほか、介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供していきます。
- 3 サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員（保健師職・社会福祉士・主任ケアマネジャー、以下「地域包括支援センターの職員」という）と所長の6職種（以下「6職種」という）は月に1回6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っていきます。検討にあたっては、相談内容や包括カンファレンス内で行う『地域アセスメント』等を通して、地域ニーズや課題を抽出、共有し、各職種が連携して支援を行えるように努めていきます。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業の講師などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなどと情報交換に努める等連携していきます。
- (2) 近隣の施設等との各種事業の開催にあたっては、協力して支援に努めます。

- (3) ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、情報共有・交換を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて共催事業を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- (4) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員・児童委員、保健活動推進員、ヘルスメイト、老人クラブ、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 地域福祉保健計画を通じて、地区社会福祉協議会、青葉区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。

中里地区では、地域福祉保健計画推進会議にて課題解決のための部会があるため、様々な取組を地区社会福祉協議会と協力・実施し、地域福祉保健計画推進会議の中で共有しています。地域性を踏まえ、子育て世代にアプローチをかけるものを中心に支援に取り組んでいきます。

また、山内地区では、地域福祉保健計画にある「高齢者の集える場がある」「地域に愛着がある」を目標に『高齢者が集える場づくり』を年1回、山内地区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（美しが丘、たまプラーザ）、山内地区センター、青葉区社会福祉協議会と連携して開催していきます。
- 3 地域包括支援センターの担当エリアにある、3つの民生委員児童委員協議会定例会へ参加し、地域ケアプラザが総合相談の窓口であることを周知し、情報共有・連携を図ることでネットワークを強化していきます。
- 4 ケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業所同士の理解を深めたり、地域の関係団体同士のつながりが強くなるよう支援していきます。
- 5 各小学校・中学校の学校地域コーディネーターと連携を進め、児童生徒への啓発活動やボランティアとの連携などを強化していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 青葉区の区政運営方針「住みつづきたい・住みたいまち 青葉」について、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グ

ループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。

- 2 区福祉保健センターとの協議により、第5期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に6職種が参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 3 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っています。
- 4 地域包括ケアシステムの構築に向けて区福祉保健センターと協力して、医療と介護の連携推進のための「顔の見える場作り」を引き続き推進していきます。また、今後も区役所が推進している医療と福祉の連携強化及び情報共有について多職種連携端末を使用した情報共有システムを活用していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

自主事業の企画検討に当たっては、区の地域福祉保健計画（青葉かがやく生き生きプラン）に則り、計画の推進に取り組みます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めます。

地域福祉保健計画を通して、地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて、協働して取り組みます。中里地区では2つの部会で、様々な取組を実施し、地域福祉保健計画推進会議の中で共有しています。

子育て支援では、引き続き中里地区社会福祉協議会が取り組む多世代交流を目的とした「お正月飾り作り」の開催を支援しています。最近では、これまでの参加者から活動の担い手となる方が出てきています。この取組が更に発展していくよう引き続き支援していきます。

山内地区では、地域福祉保健計画にある「高齢者の集える場がある」「地域に愛着がある」を目標に『山内地区共催事業』を年1回開催しています。夏には、山内地区のイベント「あざみ野祭り」にてケアプラザ単独で模擬店を出店させていただきました。その中で、区からの依頼を受けて、地区別計画の広報とともに住民アンケートを取り、「この町のいいところは？」「どのような町にしていきたいか」など住民の意見聴取や集約を行い、地区計画の礎作りを行いました。

地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、多様な主体の方々の参加が得られるような自主事業を展開していきます。

なお、実施にあたっては地域グループなどの協力を積極的に呼びかけていきます。

- 2 地域アセスメントに基づき抽出した課題及び地域ニーズを反映した、地域からの企画の事業化等をこれからも支援します。令和6年度は、サロンの内容のマンネリ化についての相談に対して、横浜市で推奨している「世代を超えてみんなで楽しめるeスポーツ」の体験会を行い、情報提供をしたり、ゲーム機の貸し出し等を行ったりしました。今後も引き続き、自治会町内会での活動の盛り上がりや、多世代交流の場のきっかけ作りを行います。



かやのき WEEK でのeスポーツ体験会の様子

- 3 参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。
- 4 ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っていきます。「サポーター」と呼ばれるボランティアに、体力チェック・体力チェックサポーター養成講座のお手伝いを、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイト養成講座を受講したサポーターに認知症カフェの運営のお手伝いをお願いしていきます。

- 5 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援していきます。

令和7年度は、創立20周年を迎えた地域ケアプラザの共催事業であった「銀の会」を自主化へと移行し、地域ケアプラザは後方支援にあたることになっています。

また、以前に自主化していたグループの再始動にあたり、運営に協力する担い手育成の相談がありました。地域ケアプラザで開催する講座等を通して、人材発掘と育成の支援を検討していきます。



銀の会 集まり

- 6 地元医療機関からの相談で始まった認知症マフ製作編み物ボランティア「よりそいあおば」の活動を引き続き支援していきます。メンバーは、地域の高齢者が中心のため間接的に介護予防にもつながっています。今後、編み物を使った認知症マフだけではない活動へ発展するよう支援を続けていきます。



「よりそいあおば」活動の様子



地域のボランティア製作
認知症啓発活動のシンボル「ロバ隊長」

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

1 施設の利用率向上の対策

(1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されることがない方々に施設紹介を行っていきます。
- イ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内していきます。
- ウ 特に、利用率が低い土曜・日曜・祝日及び平日の夕方から夜間の時間帯について活用していただけるよう、子どもや一般成人、健康な高齢者を対象とした自主事業（かやのきコンサート等）を計画するなど工夫していきます。また、平日の夜間及び日曜日については、駐車場利用要件を緩和し、車での来館を可能な限り可とするなど利用しやすくしています。（平日昼間は各室につき1台）

(2) イベント開催

- ア 地域ケアプラザ文化祭（かやのき WEEK：毎年11月第3週目）等、地域で活動している団体、個人等どなたでも気軽に参加できるイベントを行っていきます。
- イ 地域住民、青葉区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供していきます。（銀のつどい等）

2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しできるようにします。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1 ボランティア育成についての考え方

多様化、複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行っています。

2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザで活動中のボランティアの特徴は、活動が活発で意欲も高く、様々な場所で多岐にわたった活躍をされていることです。地域ケアプラザでは、そうした個人・団体に「シニアボランティアポイント講座」を実施していけるよう積極的に声をかけていきます。

また、新規でのボランティアを希望される方には、ご希望を伺いながら自主事業や登録団体、デイサービスでのボランティア活動などをご紹介します。多種多様なボランティア希望に対しても、ご本人のご希望に沿った情報提供に努めます。併せて、ボランティアの方へのステップアップのための講座などの実施にも取り組んでいきます。

(1) 育成体制

ア 地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターが、ボランティア活動に関しての相談、情報提供を多角的に行います。地域ケアプラザでの実務経験と福祉、介護に関する幅広い知識やノウハウを持つ職員を配置しています。

イ 個人またはグループからボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげていきます。また、地域での活動の場については、青葉区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。

ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的を開催し、後方支援をしていきます。

エ ネットワーク形成の一環として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア交流会を開催しています。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行っています。

(2) 活動環境整備

- ア ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関しての感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。自主事業でのお手伝い、地域ケアプラザの全館清掃や防災訓練などへの参加など、連携を図りながら活動の奨励を行っていきます。
- ウ 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援しています。ボランティア講座の中でもいきいきポイント登録研修を実施していきます。

(3) 広報活動

- ア 地域の集まりや行事、広報紙等での広報活動や、小中高生の実習を積極的に受け入れ年少の頃からボランティア活動に親しむよう働きかけます。令和6年度は、山内地区「あざみ野祭り」において、広報で地域の高校生ボランティアを募り模擬店を任せるなど、地域活動に参加してもらっています。
- イ 自主事業終了後は自主的な活動になるよう呼びかけ、参加者が自立した活動を続けていけるよう、ボランティア活動の具体的な情報提供・活動の場の提供をしていきます。
- ウ 当地域ケアプラザのボランティア活動を、青葉区社会福祉協議会、ケアマネジャー連絡会、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などをはじめ地域の方々に広く周知していきます。
- エ 近隣の小学校の児童とデイサービスのお客さまとの交流を図っていきます。令和6年度は、コロナ禍で中断していた総合学習の受け入れを行い、福祉についての出前授業で高齢者と触れる機会を作りました。

(4) 研修等の実施

- ア ボランティア活動をより豊かに行っていただくため、ボランティア交流会にて、福祉や自己研鑽のための講座を開催します。
- イ 多くの方にいろいろな立場でボランティア活動に参加していただけるよう支援します。地域で様々な特技やノウハウを持っている方を、講師として依頼するなど、新しい活動につなげられるよう機会づくりに努めます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かします。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を毎月作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っていきます。広報紙は地域内に回覧（15自治会町内会）するとともに、事業案内のチラシやポスターを、地域内の掲示板やラックに掲示・配架（17か所）します。
- (3) 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用、随時更新していきます。
- (4) 貸室利用団体が活動をPRできるよう、チラシの設置スペースを設けています。また、貸室団体に限らず地域の団体が自身の活動をPRする場として、館内の掲示板を活用していきます。
- (5) 地域の方からお問い合わせがあった場合には、その方のご希望を伺いながら、貸館の利用団体や地域の団体の情報提供を行っていきます。
- (6) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (7) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所する為、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザの6職種と区役所で町丁別に地域分析を行う『地域アセスメント』を実施し、各自治会町内会別の地域アセスメントシートを作成し、それぞれの町の特徴を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組みます。
- 2 地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。また、担当エリアにある3つの商店街や、エリア内の介護保険サービス事業所や民間企業、店舗に聞き取りを行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

令和6年度に地域支援事業の要綱改正が行われ、生活支援体制整備事業は、「多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行く」と示されました。「サービスB」の開発等、フレイル状態の高齢者が適切にサービスを選択できるような地域に不足するサービスの創出を開発していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 月に1回開催される、青葉区生活支援コーディネーター連絡会に出席し、エリア内のことだけでなく、青葉区周辺の民間企業等の社会資源を把握し、地域住民や福祉関係者で共有できるようにリスト化し更新しています。ケアプラザ内6職種やケアマネジャーとも共有しています。
- 2 ケアマネジャー連絡会のケアマネジャーが集まる場を活用して、情報の共有、発信を行います。
- 3 地域の多様な主体による社会資源に関して、地域住民や専門職等様々な方との会話の中や、自ら町を歩き情報を把握しています。
- 4 A y a m u、ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用し、地域の情報を収集し、共有を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

令和6年度は、エリアの中で3人に一人が高齢者である「あざみ野団地」（あざみ野3丁目・4丁目一部）において、包括レベルの地域ケア会議を複数回開催し、地域の課題を抽出、関係者（民生委員・児童委員、自治会町内会、管理組合、老人クラブ、居宅介護支援事業所、保健医療福祉関係者、区役所等）で、課題の共有や意見交換を行いました。「老人クラブへ参加できている人はいいが、どこにも属さず、どこもかわっていない、いわゆる引きこもっている高齢者がいるのではないか」等様々な意見が出され、課題について関係者の中で共有することができました。



地域ケア会議の様子

これら地域ケア会議で共有された課題について、地域の関係者や関係団体、区、青葉区社会福祉協議会等と協力して、協議体を設置、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。

他地域においても、地域の困りごとの把握に努め、地域の皆様と共有しながら課題解決に向けて取り組んでいきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

駅から遠い山坂が多く外出に難儀な地域において、「とくし丸（移動スーパー）」を紹介し、買い物にお困りの地域の方の利用に繋げました。他にも、個人の高齢者より「気に入ったパン屋が配達不可の為、パンの配達をしてくれるところはないかしら？」との困りごとの相談があり、配達可能なお店を紹介し、利用に繋げました。

今後は紹介できる社会資源を増やすため、地域の民間企業・店舗にアンケートを取り、社会貢献の意向、サービス内容等を把握しリスト化、それらを活用しながら、地域の困りごとや人へのマッチング支援を引き続き行っています。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 当地域ケアプラザは駅から離れており、坂の途中にあることから一部の地域の方には利用しづらい立地です。また、場所によっては最寄りのバス停から直行便がなく、バスの乗り継ぎが必要な地域もあります。地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに訪問し、対応していきます。

- 2 区役所や地域の関係者（民生委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めています。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、6職種が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげていきます。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域は坂も多く地域ケアプラザの最寄りのバス停まで直通のバスがないなど地域ケアプラザへのアクセスが不便な地域もあります。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るよう「出張相談会」を身近な場所（荇子田町）で実施していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 認知症に関する相談（徘徊保護等）件数が増えており、地域での認知症についての普及啓発が喫緊の課題となっています。地域の方々が認知症について理解を深め、認知症になってもその人らしく地域で暮らし続けられるよう「認知症サポーター養成講座」をキャラバンメイトと協力して開催します。また、元気な高齢者の方を対象に、新しい担い手づくりを目的にキャラバンメイトを育成し、地域で活躍できる機会を作ります。



毎年9月の世界アルツハイマー月間には、「やさしいまち あざみ野」と協力して、地域の子どもたちと大場キャラバンメイト キャンドルホルダーと製作風景とともにキャンドルホルダーを製作、点灯し、認知症啓発活動を行っています。

既存のキャラバンメイトのメンバーの中には、認知症の初期症状が見受けられる方もいらっしゃるの、引き続き、地域の一員として活躍する場や機会を提供し、継続して活動できるよう支援していきます。（チームオレンジ活動）

- 2 気になる方がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会でも知します。
- 3 認知症当事者はもちろん、ご家族も孤立せず安心して悩みを相談し情報を得ることができる集いの場づくりを積極的に行います。また、キャラバンメイト主催の介護者の集いの支援を行います。個別支援や病院受診に繋がらないケースについては、区などと連携し、多機関多職種によるアプローチに取り組みます。
- 4 地域ケアプラザにてご本人や介護者等の息抜きや仲間づくり、情報



提供などを行います。また、地域が主体となって立ち上げた認知症カフェ（オレンジバル：そばくろ）などを把握し、認知症支援活動が地域の中で継続的に展開され活性化が図れるようサポートします。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門職とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 「成年後見制度」や「家族信託」「遺言」「遺産整理」等については、専門職と連携した講座の開催や、地域サロンへの出張講座を開催するなど、様々な方法で周知していきます。
令和6年度においては、「あんしん講座」と題しエンディングノートを使って司法書士による法律講座を開催しました。
- 3 消費者被害については、青葉区は市内の中でも被害額が大きいものの相談件数は少ないというデータを鑑み、「騙されそうになった」という声を集めた地域版ヒヤリハットの投稿を地域の方々へ依頼し、情報収集と周知により犯罪を未然に防ぐよう努めます。



青葉区版
エンディングノート
「わたしノート」

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの対応に努めています。
- 2 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区との定例カンファレンス等で支援方法を検討していきます。
- 3 毎年、区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをしていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 区役所の専門職や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供していきます。

- 2 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、また、医療や介護関係者と連携してケアマネジメントを実践できるようにケアマネジャー支援に努めていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議や包括レベルの地域ケア会議を積み重ねていく中で、地域の課題を抽出し、多職種（民生委員・児童委員、地域住民関係者、警察、消防、保健医療福祉関係者等）で、地域課題の共有や解決に向けて意見交換を行う包括レベルでの地域ケア会議を行います。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区、青葉区社会福祉協議会等と協力して、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

（１）人員の確保、育成

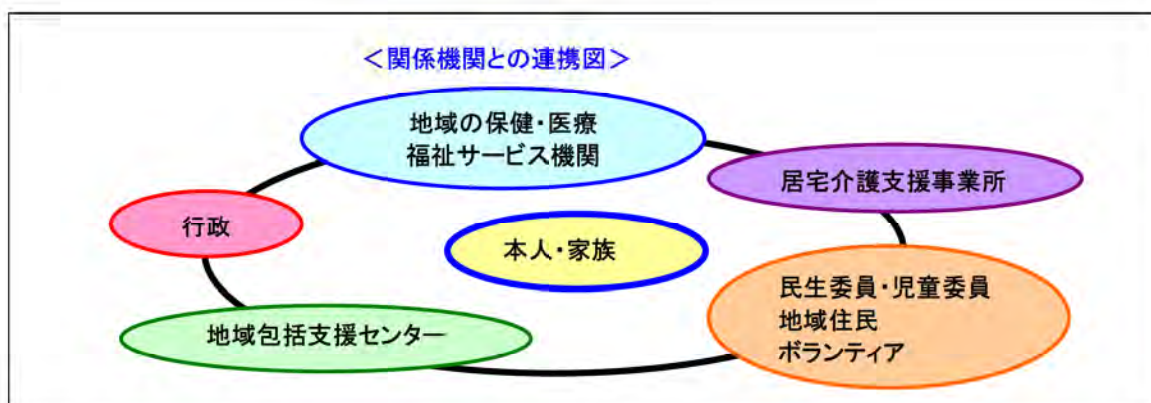
地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、様々な機関が主催する研修を受講するとともに所内で伝達研修を行うなど、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。

（２）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

（３）居宅介護支援事業所との連携強化

お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っています。包括カンファレンスやサービス担当者会議の場で地域の集いの場などのインフォーマルサービスの紹介を行います。



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1 運営方針

高齢者に対して、「自立支援」や「尊厳保持」を図り、住み慣れた地域で暮らし続けられるように「自立を支援する」「要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことが介護予防事業の目的です。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、支援活動および普及啓発活動を行っています。担当地域の高齢者が増加傾向にあるため、実際の支援活動だけではなく、普及啓発に取り組んでいきます。

- (1) 地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に介護予防の大切さを伝えていきます。
- (2) 民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、虚弱な方や閉じこもりの方の把握に努めていきます。
- (3) 区役所や地域関係団体と連携し、元気づくりステーションや体操教室など地域の居場所づくりを積極的に行っていきます。



2 普及啓発

- (1) 地域の民生委員、保健活動推進員、ヘルスメイトとの連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、栄養に関することや認知症予防に関する知識を伝え認識を高めていきます。
- (2) 介護予防の普及に向け、介護予防教室を自治会館や学校、サービス付き高齢者住宅に出張して開催します。
- (3) 区役所、青葉区社会福祉協議会、居宅介護



個人宅での介護予防講座の様子

支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、企業等と連携し、介護予防の必要性の普及・啓発をしていきます。

(4) 日本体育大学と共同で実施している「はつらつ体力チェック」を継続して行い、介護予防の啓発に努めます。

(5) 保健活動推進員、ヘルスメイトと協力し「かやのき WEEK」（文化祭）にて体力測定を行い、生活習慣病予防の大切さを伝えていきます。

3 介護予防事業の展開

(1) 元気な高齢者が多いが山坂があつて遠出できないという地域課題から、より身近な場所である自治会町内会にて栄養講座やウォーキング講座など介護予防に効果のある事業を実施していきます。

(2) 男性や夫婦で参加しやすい講座として「はつらつ体力チェック」や「はつらつ体力チェックサポーター養成講座」を開催し、男性にも継続して介護予防に努めてもらうことを目指します。また結果説明会では、結果のフィードバックをするだけでなく、他人と比較しない自身の体力測定であることを伝え、今後の体力維持、介護予防に努めてもらうように努めていきます。

(3) 60代以上向けの運動機能向上に関する事業を行い、介護予防の理解を深めるとともに、その後も地域ケアプラザの自主事業や地域の活動団体、ボランティアの養成講座を紹介することで介護予防への意識が向上され、地域の中で支援者となる方々の発掘や育成に努めていきます。

4 地域活動の支援

(1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室やウォーキング教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターとも連携し、自主グループの立ち上げを支援していきます。

(2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開しています。

また、認知症予防の講座を行い、予防に努めながらいずれ認知症になっても暮らせるまちづくりを目指していきます。

(3) 山内図書館で現在活動している「図書館でハマトレ」が継続して活動していけるようハマトレキャストを支援していきます。具体的には、区保健師と協力して集客活動を行い、また、野外で実施する際にキャストの声が聞こえにくいとの相談を受けてインカムマイクを導入するための支援を行っています。今後も活動を見守りつつ支援を継続していきます。

(4) あざみ野1丁目・4丁目など地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張して講座等を企画・実施していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 ケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士の理解を深め、地域の関係団体とのつながりを強めるよう支援していきます。
- 2 個別ケース、包括レベルの地域ケア会議を実施し、多職種での専門的視点を活用して地域課題の共有や解決方法の検討を行います。
- 3 「青葉区ケアマネジャー連絡会」の後方支援や共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めていきます。
- 4 区福祉保健センターと協力し、医療と介護の関係機関の連携を目指して「顔の見える場作り」に協力していきます。
- 5 毎年、ボランティア団体向けの貸室団体説明会やボランティア交流会を開催し、双方の活動紹介、情報共有の場を作り、顔の見える環境を提供していきます。

令和6年度は、地域住民が立ち上げた、障害児から高齢者まで様々な主体がゆるく繋がりながら収穫する、を目的とした「ゆるゆる農園」の開所にあたり、地域の団体（発達障害児支援団体）を紹介して繋げ、冬には一緒にイベントを開催することができ、活動の活性化を図ることができました。今後も、繋がりが広がっていくよう支援していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

1 運営方針

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めていきます。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしています。

また、特定事業所として、お客さまの相談に随時対応できるよう24時間連絡の取れる相談体制としています。

(1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めていきます。

・自立支援（身体的自立・精神的自立）

- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（ＱＯＬの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）
- ・24時間相談体制（特定事業所）

（２）コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

（３）サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めていきます。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年１回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。
- エ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めていきます。
- オ 青葉区内連絡会（ケアマネジャー・主任ケアマネジャー）に参加し、地域のケアマネジャーと地域の情報共有をしていきます。
- カ 地域のケアマネジャー支援、及び特定事業所として、実習生の受け入れを行っていきます。

（４）他の居宅介護支援事業所との連携

地域ケアプラザにおける居宅介護支援事業の特定事業所として、他法人と共催にて勉強会を行っていきます。

（６）通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1 運営方針

（１）「お客さまに信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっていきます。

（２）在宅生活を支援します

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っていきます。

機能訓練は機能訓練指導員を中心に全職員が自立支援の視点を持って、自宅での生活自立に結びつくメニューを個々にご用意しています。

(3) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対するより広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しています。

2 サービスメニューについて

(1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 認知症の方を対象とした機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客さま、またお客さま同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- イ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をしています。

(2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア デイルーム内のディスプレイは季節の風景をテーマに、制作レクリエーションの一環として、貼り絵や立体絵画制作など様々な技法を取り入れ行っています。
- イ 地域ケアプラザとしての機能を活かし、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携し、多くのボランティアの受け入れをしています。傾聴や入浴後の乾髪をはじめ、手芸（編み物）、書道、民謡、楽器演奏（ギター、ピアノ、ハーモニカ、尺八）、手品、囲碁・将棋、麻雀等々、参加者と活動の幅も広がっています。
- ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学校から大学生までの訪問や職業体験・実習もあり多世代交流や福祉人材を育む場となっています。中でも、あざみ野第二小学校とは、毎回異なるテーマを設定し、活発な交流を行っています。
- エ 機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練など個別のニーズに対応しています。定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を共有することで、お客さまが機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫していきます。



壁紙（お客さまと一緒に作成）

オ 認知症対応型通所介護においては、季節に応じた植物、動物、食べ物等の壁面飾りの製作活動をお客さまと一緒にっていきます。製作しながら、旬の食材やその特性についてお話ししながらっていきます。



(上) 壁紙作成の様子 (右) 完成した壁紙

カ 食事はお客さまの大きな楽しみの一つです。

当地域ケアプラザでは栄養バランスだけではなく、見映えにも配慮し、メニューや食材選び、味付け等を行い、お客さまに楽しんで召し上がっていただけるような食事の提供に努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出してきます。

2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用

1) 自主企画事業	ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収 イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として
-----------	--

	使用
2) 通所介護 認知症対応型 通所介護	ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当 イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施
2 運営費等を低額に抑える工夫	
1) 組織的な取組	ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底 イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制 ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減 エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減 オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上
2) 事務の効率化	ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担 イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化
3) 環境への配慮	ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施 イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（予定）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減
4) 省エネルギー対策	ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減 イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減 ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約

指定管理料提案書
(横浜市大場地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	8,742,976円	8,747,850円	8,866,820円	8,987,410円	9,109,639円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	390,748円	390,748円	390,748円	390,748円	390,748円
事業費		自主事業等に係る経費(材料費、講師謝金等)	☐	454,524円	460,706円	466,971円	473,322円	479,759円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費	☐	2,349,081円	2,381,029円	2,413,410円	2,446,233円	2,479,502円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	6,887,006円	6,980,669円	7,075,606円	7,171,835円	7,269,372円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円	-1,776,000円
合計				17,522,335円	17,659,002円	17,911,555円	18,167,548円	18,427,020円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	30,124,978円	30,192,588円	30,603,208円	31,019,411円	31,441,276円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	953,161円	953,161円	953,161円	953,161円	953,161円
事業費		自主事業等に係る経費(材料費、講師謝金等)	□	260,722円	264,268円	267,862円	271,505円	275,197円
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費	□	1,703,670円	1,726,840円	1,750,325円	1,774,129円	1,798,258円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,830,720円	1,855,618円	1,880,854円	1,906,434円	1,932,361円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-2,810,251円	-2,929,475円	-3,392,410円	-3,861,640円	-4,337,253円
合計				32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業等に係る経費(材料費、講師謝金等)	☐					
事務費		備品購入費、旅費交通費、研修費、通信運搬費、印刷製本費、事務消耗品費	☐	83,423円	84,558円	85,708円	86,873円	88,055円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	-20,180円	-101,329円
合計				5,968,209円	6,046,135円	6,125,120円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		一般介護予防事業に係る経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市大場地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	17,522,335円	17,659,002円	17,911,555円	18,167,548円	18,427,020円
		地域包括支援 センター運営事業	32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円	32,819,000円
		生活支援 体制整備事業	5,968,209円	6,046,135円	6,125,120円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			56,463,544円	56,678,137円	57,009,675円	57,325,548円	57,585,020円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	12,560,673円	12,731,498円	12,904,647円	13,080,150円	13,258,040円
		居宅介護支援事業	24,205,537円	24,534,732円	24,868,405円	25,206,615円	25,549,425円
		通所系 サービス事業	106,463,772円	107,911,679円	109,379,278円	110,866,836円	112,374,625円
			143,229,982円	145,177,909円	147,152,330円	149,153,601円	151,182,090円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
			199,693,526円	201,856,046円	204,162,005円	206,479,149円	208,767,110円
支出	内訳	人件費	148,763,917円	150,787,106円	152,837,811円	154,916,405円	157,023,268円
		事業費	7,628,703円	7,732,453円	7,837,615円	7,944,206円	8,052,247円
		事務費	24,876,535円	25,214,856円	25,557,778円	25,905,364円	26,257,677円
		管理費	15,574,636円	15,786,451円	16,001,147円	16,218,762円	16,439,338円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			196,843,791円	199,520,866円	202,234,351円	204,984,737円	207,772,530円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円
収支			2,849,735円	2,335,180円	1,927,654円	1,494,412円	994,580円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市大場地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	0.5000人	0.5000人	0.5000人	0.5000人
	②	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人
	③	基礎単価	0円	0円	0円	0円
		配置予定人数	0.0000人	0.0000人	0.0000人	0.0000人

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

団体の概要

(令和 6 年 12 月 27 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんよこはましふくしサービスきょうかい) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目 31 番地			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和 6 年 12 月には法人設立から 40 周年を迎えました。			
事業内容等	当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21 館）や特別養護老人ホーム（5 施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客である市民の皆様一人ひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。 ①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第 1 号訪問事業 ⑲第 1 号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	13, 235, 866, 425	13, 532, 507, 859	13, 712, 032, 341
	総支出	13, 056, 105, 675	13, 306, 223, 095	13, 433, 525, 138
	当期収支差額	179, 760, 750	226, 284, 764	278, 507, 203
	次期繰越収支差額	3, 308, 281, 592	3, 759, 649, 724	3, 707, 066, 633

連絡担当者	【所 属】 地域ケア推進課 【氏 名】 XXXXXXXXXX 【電 話】 045-227-1737 【F A X】 045-227-1701 【E-mail】 XXXXXXXXXX@XXXXXX.XXXXXX.XXXXXX
特記事項	